

大和市告示第104号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告を解除する。

令和元年10月13日

大和市長 大 木 哲

1 避難のための立退きの勧告を解除する地域

代官一丁目から四丁目まで、渋谷三丁目及び四丁目、福田四丁目から六丁目まで、福田、深見並びに上和田地内の河川沿い（浸水想定区域）

2 避難のための立退きの勧告を解除する日

令和元年10月13日